

# 令和2年度 下野市幼稚園・認定こども園 入園案内 教育（1号）認定用



## ～ もくじ ～

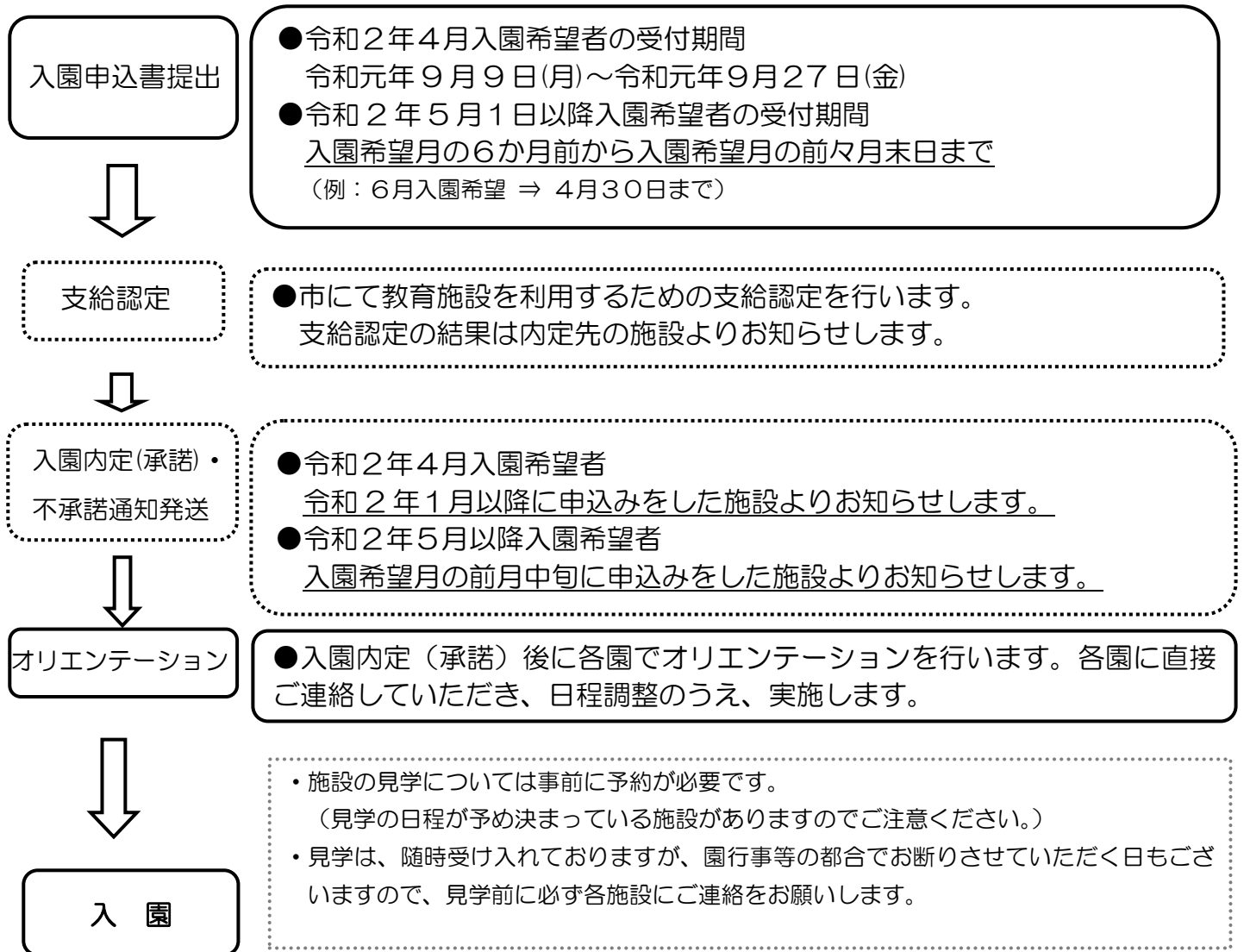
1. 入園のながれ・・・・・・・・・・1
2. 認定区分について・・・・・・・・1
3. 入園申込の方法・・・・・・・・2
4. 入園に際しての注意事項・・・・2
5. 認定こども園一覧・・・・・・・・3～4
6. 幼児教育・保育の無償化・・・・5
7. 副食費について・・・・・・・・6
8. 預かり保育について・・・・・・6
9. 教育・保育施設マップ・・・・・・7

下野市役所  
健康福祉部 こども福祉課  
保育支援グループ  
〒329-0492  
下野市笹原 26 番地  
(下野市役所 1F 11 番窓口)  
TEL 0285-32-8903  
FAX 0285-32-8603

※「支給認定申請書兼教育・保育施設入園申込書、児童の心身の状況について」を1セットにして配布しております。

## 1. 幼稚園・認定こども園入園のながれ

新規で幼稚園、認定こども園への入園を希望される場合は、事前に見学を行い、教育内容などを確認の上、お申し込みください。見学にあたっては必ず施設にお問い合わせいただき、日時の調整をした上で行ってください。



※市外へ転出する予定がある方は、事前にこども福祉課までご連絡ください。

## 2. 認定区分について

認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず、教育のみを希望する方	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上のお子さんで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満のお子さんで、保護者の就労等の「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する方	保育園 認定こども園 地域型保育施設(※1)

※1 少人数を対象として、0～2歳の児童を預かる施設で市の認可を受けたもの。

### 3. 幼稚園・認定こども園入園申込方法

下記の書類に必要事項をご記入の上、受付期間内に希望する施設へ直接ご提出ください。

#### ◆支給認定申請書兼教育・保育施設入園申込書（令和2年度用）

※児童1人につき1部ずつご用意ください。

#### ◆児童の心身の状況について

※児童1人につき1部ずつご用意ください。

#### ◆市町村民税所得割額が確認できる書類（住民税決定通知書、課税証明書）

★令和元年度の市町村民税所得割額が確認できる書類が必要な場合

令和2年4月から8月入園希望の方

- ・平成31年1月1日現在で住民票が下野市になかった方
- ・平成30年分の年末調整または確定申告がお済でない方

※7月及び8月入園希望の方は令和2年度分の市町村民税決定通知書も併せてご提出ください。

★令和2年度の市町村民税所得割額が確認できる書類が必要な場合

- ・令和2年1月1日現在で住民票が下野市になかった方
- ・令和2年分（令和元年分も含む）の年末調整または確定申告がお済でない方

### 4. 入園に際しての注意事項

#### 1 教育施設入園申込みについて

- ・入園日は原則各月1日となります。
- ・申込み多数の場合は、希望の施設に入園できないことがあります。
- ・下野市に住所がある方で、下野市外の教育施設をご希望の方も、直接入園を希望する施設にお申込み下さい。
- ・申込書提出後、ご家族の方の住所や家族構成等に変更がありましたら、必ず申込みをした施設にご連絡ください。

#### 2 教育施設入園内定（承諾）後について

- ・内定（承諾）後でも、面談・健康診断等で集団保育に適さないと判断された場合は、内定（承諾）を取り消す場合があります。
- ・申込みの内容に虚偽があった場合は内定（承諾）を取り消す場合があります。
- ・入園後、ご家族の方の住所や家族構成等に変更がありましたら、必ずご連絡ください。



## 5.下野市の幼稚園・認定こども園一覧

幼保連携型認定こども園												
			むつみ学園			愛泉学園			内木学園			
施設名	むつみ愛泉こども園			第二愛泉幼稚園			第二薬師寺幼稚園	ふたば保育園				
住所	柴769-17			柴1403			祇園4-6-3					
電話	44-0405			44-2838			44-9988					
FAX	44-0462			44-2840			44-9977					
利用定員 (H31.4時点)	135名		80名	168名		59名	169名		56名			
認定区分	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号			
入園年齢	満3歳～		生後2か月～ 2歳児	満3歳～		生後2か月～ 2歳児	満3歳～		生後2か月～ 2歳児			
通常保育	時間	平日	8:00～ 14:30	保育標準時間 7:00～18:00		9:00～ 14:00	保育標準時間 7:00～18:00		9:00～ 14:00	保育標準時間 7:00～18:00		
		土曜	8:00～ 18:00 要事前申込・別料金	保育短時間 8:00～16:00		—	保育短時間 8:00～16:00		—	保育短時間 8:00～16:00		
延長保育	時間	平日	7:00～8:00 14:30～ 20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕 16:00～20:00		平日 14:00～ 18:00 長期休業中 8:00～ 18:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 16:00～20:00		平日 14:30～ 20:00 長期休業中 7:00～ 20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～ 8:00 夕 16:00～20:00		
		土曜	18:00～ 20:00	—		—	—		7:00～ 18:00 要事前申込別料金	保育短時間 16:00～18:00		
利用料	14:30～ 18:00 400円/日 6,000円/月		16:00～18:00 基本料 200円 + (100円/1時間) 18:00～19:00 250円/30分 19:00～20:00 350円/30分 (8,000円/月)		平日 14:00～ 18:00 (300円/日) 長期休業中 8:00～ 18:00 (800円/日)		保育標準時間・保育短時間 100円/10分		基本料200円 + 100円/時 (14,000円/月) ※満3歳児 400円/時 (28,000円/月)		基本料200円 + 100円/時 保育標準時間 5,000円/月 保育短時間 6,000円/月	400円/時 (8,000円/月)
一時保育	利用料	8:30～17:00 0歳児：500円/時 1歳児以上：400円/時  食事・おやつ代別途		8:30～17:00 0歳児：500円/時 1歳児：500円/時 2歳児：400円/時 3歳児以上：要相談 食事代別途		8:30～17:00 0歳児：500円/時 1歳児：500円/時 2歳児：400円/時 3歳児以上：要相談 食事代別途		8:30～17:00 0歳児：500円/時 1歳児以上：300円/時  食事代別途				
備考	学童保育・病後児保育						学童保育・体調不良児保育					

### ★病児保育（市内にお住まいの乳幼児から小学生以下の児童が対象です）

当面の症状の急変が認められないが病気の回復期には至らないことから集団保育が困難であり、かつ保護者の就労等により自宅等での保育をすることが困難なお子さんをお預かりします。利用にあたっては下記の保育施設に直接お問い合わせください。※医療機関の診療情報提供書（有料）が必要です。

- 済生会宇都宮病院保育施設 おはなほいくえん TEL028-678-9600  
(<http://u-nadeshiko.org/ohana/>)
- 新小山市民病院 病児保育室 ひまわり TEL0285-28-3385
- 愛泉幼稚園 TEL0285-44-7783

幼保連携型認定こども園											新制度対応型 幼稚園		
			愛泉学園			内木学園			伊沢学園			石橋幼稚園	
施設名	愛泉幼稚園			薬師寺幼稚園			野ばら幼稚園			石橋幼稚園			
住所	小金井4-12-8			薬師寺1584-2			中大領386-1			石橋535			
電話	44-7783			48-1423			53-5508			53-0218			
F A X	44-7784			44-1423			53-5562			53-0239			
利用定員 (H31.4時点)	205名		76名		350名		64名		256名		54名	90名	
認定区分	1号	2号	3号		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号のみ		
入園年齢	満3歳～		生後2か月～2歳児		満3歳～		生後2か月～2歳児		満3歳～		生後2か月～2歳児	満3歳～	
通常保育	時間	平日	9:00～14:00		保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00		9:00～14:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00		8:00～14:00	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00		8:30～14:00
	土曜	—	—		保育標準時間 8:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00		—	—		—	保育標準時間 7:00～18:00 保育短時間 8:00～16:00		—
延長保育	時間	平日	14:00～18:00 長期休業中 8:00～18:00		保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 16:00～19:00		平日 14:00～20:00 長期休業中 7:00～20:00	保育標準時間 18:00～20:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～20:00		14:00～18:00	保育標準時間 18:00～19:00 保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～19:00		15:00～18:00
	土曜	—	—		朝 7:00～8:00 保育短時間 夕 16:00～18:00		7:00～18:00 事前申込別料金	保育短時間 16:00～18:00		8:00～16:30	保育短時間 朝 7:00～8:00 夕 16:00～18:00		—
保育	利用料	平日 14:00～18:00 (300円/日) 長期休業中 8:00～18:00 (600円/日) ※食事代別途	朝・夕 保育標準時間150円/30分 ※月の上限なし 保育短時間 150円/30分 ※月の上限なし		基本料200円 + 100円/時 (14,000円/月) ※満3歳児 400円/時 (28,000円/月)	基本料200円 + 100円/時 保育標準時間 5,000円/月 保育短時間 6,000円/月	400円/時 (8,000円/月)		17:00まで 500円/回 18:00まで 600円/回	400円/時		1回500円	
	一時保育	利用料	8:30～17:00 0歳児:500円/時 1歳児:500円/時 2歳児:400円/時 3歳児以上:要相談 食事代別途 平日のみ						8:30～17:00 0歳児:500円/時 1歳児以上:400円/時 食事代別途			なし	
備考	病児保育			学童保育 病後児保育 体調不良児型保育									

★病後児保育（病気やけがの回復期にある乳幼児からおおむね小学生までの児童が対象です）

就労などの都合により家庭での保育が出来ない方のために、児童の預かりを行います。利用にあたっては、事前登録及び医療機関の診療情報提供書（有料）が必要です。

下記の保育施設に直接お問い合わせいただき、お申込みください。

連絡先 ①キッズプラネット Tel44-4888 ②わかば保育園 Tel39-6305  
③むつみ愛泉こども園 Tel32-6733 ④薬師寺幼稚園 Tel48-0132

## 6. 幼児教育・保育の無償化について

2019年（令和元年）5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。

幼児教育・保育の無償化は、子どもに対して、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

利用する施設やサービスによって対象内容が変わります。

### ●保育料について

#### 【対象となる方】

本市に住民登録がある世帯で、次のいずれかに該当する方

- ・1号認定を受けている方
- ・2号認定を受けていて、3歳児クラス以上に在籍している
- ・0～2歳児で住民税非課税世帯

施設・事業	保育料の無償化			申請先
	0～2歳児	満3歳児※1	3～5歳児	
新制度幼稚園		保育料無償		申請不要
認定こども園(1号)		保育料無償		申請不要
認定こども園(2・3号)	住民税非課税世帯のみ 保育料無償		保育料無償	申請不要
保育所	住民税非課税世帯のみ 保育料無償		保育料無償	申請不要
旧制度幼稚園 (就園奨励費の対象施設)		上限額(25,700円/月)		こども福祉課
認可外保育施設※2	住民税非課税世帯のみ 上限額(42,000円/月)	上限額(37,000円/月)		こども福祉課

※1 満3歳児とは、年度途中で誕生日を迎え3歳になった児童

※2 無償化の対象は、保育が必要な子どもに限ります。

※新制度幼稚園（市内では石橋幼稚園のみ）

※旧制度幼稚園（市内には現在なし）

#### Q1 市内在住ですが、市外の施設に通っています。保育料は無償化の対象になりますか？

A 対象になります。施設の種類によって対象が異なりますので、上記の表をご覧ください。また、上記以外に、新制度未移行の幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設等の保育料も申請をしていただくことで無償化の対象になります。これらも施設の種類によって対象が異なりますので、詳しくは市こども福祉課までお問い合わせください。

#### Q2 今まで第2子に対して保育料の減免があったのですが、第1子が無償化の対象となった場合、無償化対象外の第2子の減免はどうなるのでしょうか？

A 保育料の減免については、無償化開始後も今までどおり減免されます。  
同時就園している兄弟がいて第2子以降のお子さんが0～2歳児の場合、2人目が半額、3人目以降は無料になります。

## 7. 副食費について

・令和元年（2019）10月からの幼児教育無償化に伴い、下の表に該当する世帯は、給食費のうち副食費（上限4500円）のみ免除の対象となります。

階層区分	区分の内容	第1子	第2子	第3子
第1階層	生活保護世帯	<b>副食費 免除</b>		
第2階層	市町村民税非課税世帯			
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下			
第4階層	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	保護者負担（施設へ支払い）		保護者負担※1 （施設へ支払い）
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上			

※1 小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

小学校1～3年生の兄・姉を1人有し、同一世帯から2人以上就園している、または、小学校1～3年生の兄・姉を2人以上有し、就園している児童（第3子以降）	<b>副食費免除</b>
--	--------------

※令和2年4月～8月分は、令和元年度所得割額（平成30年1月～12月までの所得）にて判定

※令和2年9月～令和3年3月分は、令和2年度所得税割額（平成31年1月～令和元年12月までの所得）にて判定

## 8. 預かり保育（延長保育料）について

令和元年（2019）10月～幼児教育の保育料の無償化に伴い、今回幼稚園の預かり保育を利用した際その費用を無償化の対象とします。

対象となるためには、保育の必要性があると認定される必要があり、こども福祉課へ申請が必要となります。別途申請書をご提出ください。

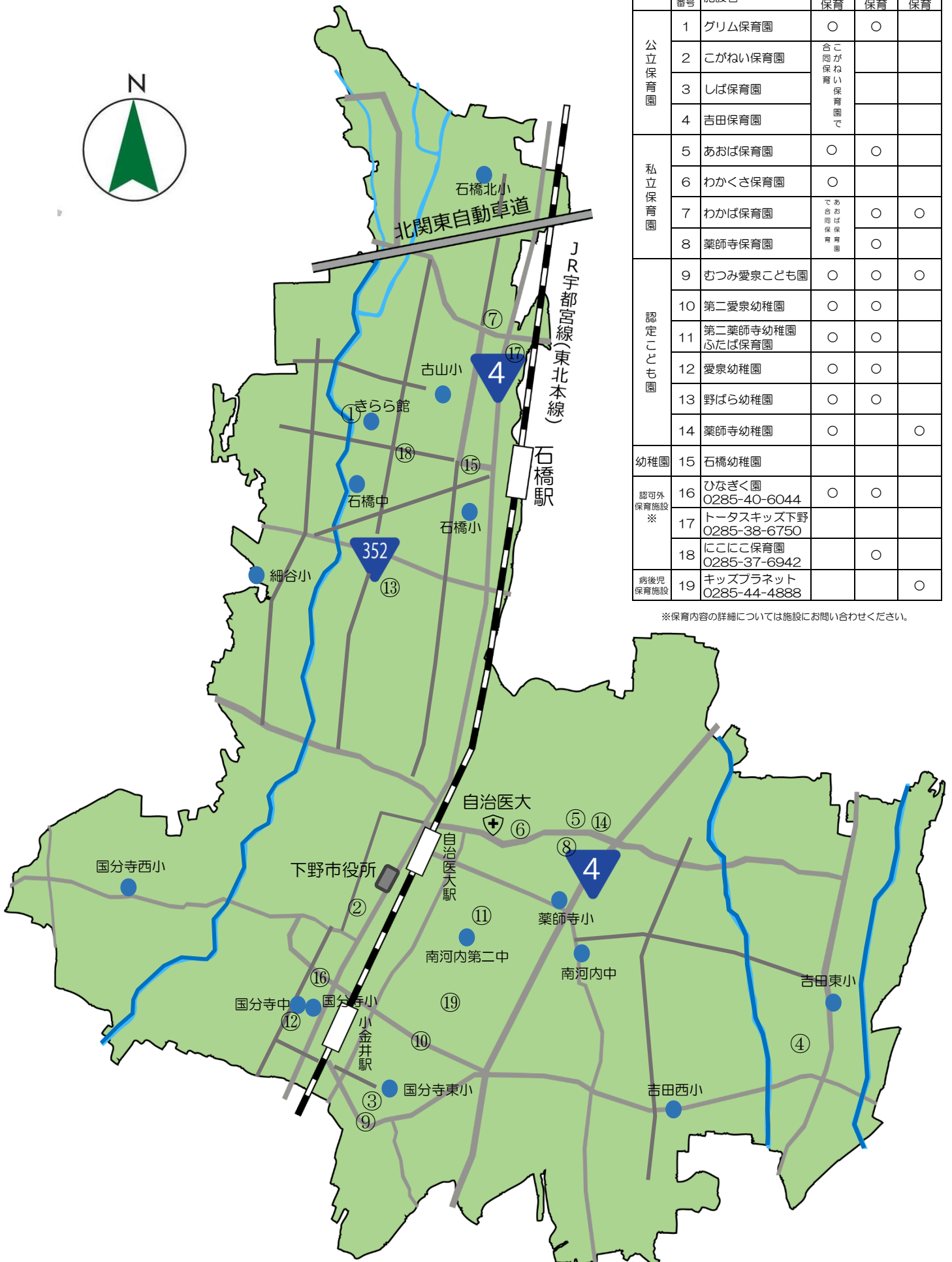
※満3歳児は、住民税非課税世帯のみ対象になります。

利用施設	保育の必要性	
	なし（専業主婦（夫）世帯等）	あり（共働き世帯等）
幼稚園（新制度） 認定こども園（1号認定）	預かり保育は対象外	預かり保育も対象 （1回450円/月額11,300円まで）

【保育の必要性があると認定される事由】

1. 就労（フルタイムまたはパートタイムで労働することを常態とし、月平均が64時間を超えている）
2. 妊娠・出産（出産前8週間・出産後8週間）
3. 保護者の就学（職業訓練校を含む）
4. 保護者の負傷または障がい
5. 同居の親族の常時介護または看護
6. 保護者が求職中

## 9. 下野市の教育・保育施設マップ



※保育内容の詳細については施設にお問い合わせください。